人工腎臓の施設基準に係る届出書添付書類

届出に係る区分	()	慢性維持透析を行った場合 1
(いずれかに〇をつける)	()	慢性維持透析を行った場合 2

1 届出の区分(該当する項目の口に「レ」を記入する)						
□新規届出						
□区分変更に伴う届出						
口その他 ()						
2 透析用監視装置1台あたりの区分番号「J038」人工腎臓を算定した患者数						
期間: 年 月 ~ 年 月 (ヶ月間)						
上記期間の各月はじめの人工腎臓を行う日の透析用監視装置の台						
台数の合計(①)						
上記期間の各月の区分番号「J038」人工 患者数の合計(②)		人				
透析用監視装置1台あたりの区分番号「J038」人工腎臓						
を算定した患者数(②/①)(③)		人				
	有・無					
3 透析機器安全管理委員会の設置状況	마하 1 手	_				
	職 種 	氏	名			
(1) 透析液安全管理者(専任の医師又						
は専任の臨床工学技士)の職種及び						
氏名						
(2) 透析液製造担当者の職種及び氏名						
(3) 品質管理者の職種及び氏名						
(4) 機器・設備管理担当者の職種及び						
氏名						
4 慢性維持透析を行った場合の区分については、以下に基づき判定し、該当する区分に〇を つける。						
ついる。 (1) ①を上記期間の月数で除した値が 26 台未満 → 慢性維持透析を行った場合 1						
(1) ①を工記期間の月数で除した値が 20 日本両 → 慢性維持透析を打った場合 1 ①を上記期間の月数で除した値が 26 台以上 → (2) へ						
(2) ③が3.5 未満 → 慢性維持透析を行った場合 1						
③が 3.5以上 4.0未満 → 慢性維持透析を行った場合 2						

[記載上の注意]

- 1 「2」の①については、次のいずれも満たす透析用監視装置の台数により求めること。
 - ア 透析室に配置されていること
 - イ 患者に対して使用できる状態であること
- 2 「2」の②については、①が26台未満の場合にあっては記載する必要はないこと。
- 3 「2」の②については、区分番号「J038」人工腎臓の「1」から「3」を算定した患者 (外来患者に限る。)のうち、外来で人工腎臓を実施した回数が当該月において5回以下の患 者を除いて求めること。
- 4 透析液安全管理者は、医療機器安全管理責任者を兼任できること。
- 5 品質管理者は、透析に携わる医師又は透析液の品質管理に十分な経験と知識を有する者であること。
- 6 透析機器安全管理委員会において作成した「管理計画」の写しを添付すること。